

# 一般質問から

## 小中一貫教育の実現について

**Q** 南部開発地域に小中一貫教育を取入れた学校建設をすることに伺います。

**A** 文部科学省では、平成13年度より「小中連携」の研究開発のために指定校を設け推進しています。指定校の研究開発課題を見ると、「9年制義務教育学校」の設立に向けた小中学校9年一貫教育システムの研究開発があり、これは4年生頃から子供の心身の発達に大きな変化がみられ、小6と中1をまとめることにより小中の接続を容易にすることが出来るなど利点等が挙げられています。埼玉県では春日部市立粕壁小

柳澤 功一

と春日部中において、小学校段階から「英語科」を新設した場合の教育課程、指導方法、評価方法、中学校教育課程との接続のあり方について研究開発を推進しております。小中一貫教育を実施するには、市町村の諸条件や通学区域等県内でも実態にかなり違いがあります。本市におきましては、近隣市町の動向を把握し各校長から意見聴取する中で、小中一貫教育の推進に検討を加え慎重に見極めていきたいと考えております。

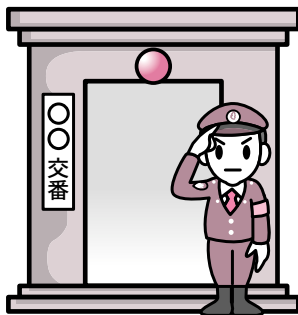
## 市内の治安対策について

**Q** 市民の方より派出所に警察官の常駐をしてほしいと強い要望があります。国県では増員の計画もあるようですが、平成16年度として何らかの形をとることが出来ないものか、草加警察署への要望について。また、「スパー防犯灯」、「子ども緊急通報装置」設置の要望について伺います。

**A** ことは、市民に安全、安心感を与えることと防犯対策上からも必要不可欠です。犯罪のな

小倉 順子

「スパー防犯灯」、「子ども緊急通報装置」はつくばエクスプレスの開業に伴い今後、駅周辺や犯罪の増加が著しい場所においては設置について要請していく考えてございます。



## 市の広報や選挙公報などの配布物について

**Q** 市の広報や議会報、また選挙公報の配布が新聞折り込みになっていますが、近年新聞を購読していない世帯が全体の2割以上になってきているようです。広報も月1回になり、その重みも増してくるなか、対策を検討する必要があると考えますが、市としての検討状況は。

**A** 平成6年度から現在の新聞折り込みに切り替えましたが、新聞購読していない市民にも「広報やしお」をご覧いただけるよう公共施設はもちろん、特定郵便局6箇所、金融機関17箇所、交番4箇所、コンビニ9箇所、バス車庫2箇所などにも、

池谷 和代

広報の設置箇所を増やしてきました。また、障害があつて取りにいけない方には無料で郵送し、一般の方には有料ですが郵送しています。新年度からホームページでも「広報やしお」をご覧いただけるように、また、その一部の情報ですが携帯電話で見られることもできるよう準備を進めています。また、広報紙の全戸配布を確実にできる方法（例えばシルバー人材センターによる宅配）を研究しています。

## 平成16年度の財政運営について

**Q** 平成16年度八潮市一般会計予算が前年度対比1.4パーセント増の241億6500万円に編成されました。財政運営の現状と見通しについて伺います。

**A** 財政運営の現状からお答えします。歳入面では市税は景気低迷が続く、大きな伸びは期待できませんが、法人市民税、固定資産税等の伸びから、前年度対比1.4パーセント増と見込みました。また、三位一体改革の一環として所得譲与税等を新しく組入れましたが、交付税の大幅な減額が見込まれます。地方債については交付税に

小倉 孝義

算入されるべく、より有利なものを選別しました。次に、歳出面では義務的経費である人件費、扶助費及び公債費が増えています。行政評価により歳出減をめざしつつ、歳入に見合った歳出予算の編成に努めました。見通しにつきましては、今後つくばエクスプレス等様々な財政需要が予想されますので国の景気対策の効果を期待する一方、行政評価を継続するとともに、税収確保に努力し、健全な財政運営に努めてまいります。

## 個人情報保護条例の改正を

**Q** 近年、大手の通販会社等での顧客個人情報不正に社外に流失しプライバシー保護の関係で社会問題となっている。市役所等で扱う個人情報の保護をより厳格にする必要から、現在の、個人情報保護条例を一部改正し、違反者への罰則規定を盛り込むことにより、行政は個人情報取り扱いやプライバシー保護への対応を急ぐべきである。

**A** 現行の条例の中においては、罰則規定はございません。仮に、職員が正当な理由なく個人情報を提供するなどの行為を行った場合は、地方公務員

広沢 昇

法の「守秘義務」に抵触し、罰則規定の対象となります。国においては条例で罰則を設けることが望ましいとしており、市としては、国や県からの罰則についての通知等を踏まえて、審議会の意見等を聴き、条例の改正に努めてまいりたいと考えております。



## ごみのポイ捨て等の禁止条例制定について

**Q** 環境の改善のため、多くの市民・団体が地道な活動をされています。しかしながら、ごみのポイ捨て等が後を絶たない状況です。空き缶や吸殻などのごみのポイ捨てを防ぐため、罰則付きの条例が必要と考えます。市の見解を伺います。

**A** 罰則付きの条例制定を望みます。市としては、平成16年9月議会に同条例の提案を予定しています。

西俣 総志

